



鳥取県公報

平成 27 年 2 月 6 日 (金)
号外第 12 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立保育専門学院学則を廃止する規則（3）（子育て応援課）・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県宅地建物取引業法施行細則を廃止する規則（4）（住まいまちづくり課）・・・・ 4

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県立保育専門学院学則の廃止について

1 規則の廃止理由

県立保育専門学院の廃止に伴い、同学院の学則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県立保育専門学院学則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇鳥取県宅地建物取引業法施行細則の廃止について

1 規則の廃止理由

宅地建物取引業の免許申請等の事務の簡素化を図るため、申請書の提出部数等についての規定を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県宅地建物取引業法施行細則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県立保育専門学院学則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第3号

鳥取県立保育専門学院学則を廃止する規則

鳥取県立保育専門学院学則（昭和53年鳥取県規則第16号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県宅地建物取引業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第4号

鳥取県宅地建物取引業法施行細則を廃止する規則

鳥取県宅地建物取引業法施行細則（昭和40年鳥取県規則第34号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。